

横浜市認知症高齢者等見守りシール事業事務取扱要領

制 定 平成30年11月12日 健高在第676号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要領は、横浜市認知症高齢者地域支援事業実施要綱第4条に基づき、横浜市認知症高齢者等見守りシール事業（以下「見守りシール事業」という。）の実施にあたり必要な事項を定める。なお、本事業については、横浜市認知症高齢者等SOSネットワークの事業の一環として実施する。

（目的）

第2条 見守りシール事業は、認知症高齢者等が行方不明になり保護された時の早期の身元特定のため、見守りシールを活用し、認知症高齢者等の家族、支援者等との連絡体制を整え、認知症高齢者等の事故防止や家族等の精神的負担の軽減を図るとともに、地域での見守り体制の充実を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この要領における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症高齢者等 認知症高齢者（認知症を疑われる者を含む）及び若年性認知症の者。
- (2) 見守りシール 認知症高齢者等の衣服や持ち物等に貼り、個人情報を守りながら身元の特定ができるQRコードつきのシール。

（実施主体）

第4条 見守りシール事業の実施主体は横浜市とし、適切に事業を行うことができると認められる事業者に事業の一部を委託することにより実施する。

（委託業者の業務）

第5条 委託業者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 見守りシールの作成及び送付
- (2) 24時間365日、連絡・通報に対応できるコールセンターの運営
- (3) 利用者や家族等からの見守りシール事業等に関する対応
- (4) 利用状況についての調査
- (5) 見守りシール事業の周知・広報
- (6) 見守りシール事業に係る実績報告書の作成・提出

（対象者）

第6条 見守りシール事業の対象者は、次の各号を全て満たす認知症高齢者等とする。

- (1) 横浜市認知症高齢者等SOSネットワーク連絡事務取扱要領第4条第4項に規定する神奈川県警察への事前登録情報の提供を希望する者。
- (2) 見守りシールの利用を希望する者。
- (3) 市内に住所を有する在宅の認知症高齢者等である者。
- (4) 行方不明になった際に迎えに行くことができる家族や支援者等がいる者。

(利用の申請・手続き)

第7条 見守りシール事業を利用しようとする者は、横浜市認知症高齢者等SOSネットワーク連絡事務取扱要領第4条第1項に規定する事前登録申請書(第1号様式)により、対象者の居住する区において利用の申請をする。申請にあたり、同第4項に定める神奈川県警察への事前登録情報の提供への同意を要件とする。

- 2 前項の規定により申請することができる者は、原則として、対象者またはその家族若しくは支援者とする。
- 3 横浜市は、第1項の規定により申請を受けたときは、第6条及び第7条第2項の要件を満たしているかを確認し、要件を満たす者(以下、「利用者」という。)について、委託業者に利用に必要な個人情報を知照する。
- 4 委託業者は、前項の規定により利用者に対し、見守りシールを作成・送付する。

(申請内容の変更の届出)

第8条 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、横浜市認知症高齢者等SOSネットワーク連絡事務取扱要領第5条に定める登録内容変更・廃止届出書(第2号様式)により、速やかに横浜市に変更内容を届け出なければならない。

- (1) 利用者または緊急連絡先の住所、氏名、電話番号等を変更したとき
 - (2) その他、見守りシール事業に必要な情報を変更したとき
- 2 横浜市は、前項の届出を受理した場合は、委託業者に通知するものとする。

(利用期間)

第9条 見守りシールの利用期間は、見守りシールの交付日から1年間とする。満了日が月の途中にあたるときは、当月末日までとする。

- 2 前項に規定する期間満了前に利用状況について、委託業者が調査を行うものとする。

(費用の負担)

第10条 利用期間中の利用料、管理費、見守りシールの作成・交付等の費用は、原則、利用者が負担するものとする。ただし横浜市の予算の範囲内において、費用は横浜市が負担するものとする。見守りシールの枚数や種類は、各年度の委託業者と協議の上決定する。

(利用の辞退)

第11条 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を横浜市認知症高齢者等SOSネットワーク連絡事務取扱要領第5条に定める登録内容変更・廃止届出書(第2号様式)で横浜市に届け出なければならない。

- (1) 行方不明になるおそれなくなったとき
 - (2) 市外転居したとき
 - (3) 老人福祉施設等への入所または病院に長期入院になったとき
 - (4) 死亡したとき
 - (5) その他の理由により見守りシール事業の利用を辞退するとき
- 2 横浜市は、前項の届出を受理した場合は、委託業者に通知するものとする。

(利用の取消し)

第12条 横浜市は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を取消することができる。

- (1) 前条の要件に該当する届出があったとき
 - (2) 虚偽の申請によっての利用と判明したとき
 - (3) 横浜市認知症高齢者等SOSネットワーク等の関連事業により、死亡や市外転居等の対象者の要件を欠く事実が判明したとき
- 2 横浜市は、前項第1号の届出を受理した場合または前項第2号以降に該当する事実が判明した場合は、委託業者に通知するものとする。

(利用者の責務)

第13条 利用者は、交付を受けた見守りシールについて責任を持って管理するものとし、これを目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し、または担保に供してはならない。

(個人情報の取扱い)

第14条 個人情報は、横浜市個人情報の保護に関する条例（以下、「保護条例」という。）の規定によるものとし、プライバシー保護の観点から特に慎重に取り扱うものとする。

- 2 支援対応をする場合の外部提供情報は、保護条例第10条を適用するものとし、情報の提供範囲は、申請者の同意が得られた範囲までとする。
- 3 提供先における情報の取扱いは、保護条例第4条及び第5条を適用するものとし、事務局は関係機関に対し個人情報の重要性について周知を図るものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に際し必要な事項は、横浜市が定める。

附則

この要領は、平成30年12月1日から施行する。